

## **7. 養育費の確保策**

# 養育費相談支援センター事業

## 目指すべき方向

- |             |        |        |   |
|-------------|--------|--------|---|
|             | (母子家庭) | (父子家庭) |   |
| ○養育費の取決め率の増 | 約43%   | 約21%   | ➔ |
| ○養育費の受給率の増  | 約24%   | 約3%    |   |
- (平成28年度全国ひとり親世帯等調査)
- ひとり親家庭の生活の安定
  - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

## 養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

## 養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供  
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
  - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
  - ・メール相談：info@youikuhj.or.jp
  - 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00  
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成28年度実績：・相談延べ件数：7,984件、・研修等の実施：83回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
  - 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
  - 母子家庭等への講習会の開催
  - 弁護士による法律相談（平成28年度から）
- （参考）平成28年度実績

| 都道府県 | 指定都市 | 中核市  | 合計    |
|------|------|------|-------|
| 47か所 | 20か所 | 45か所 | 112か所 |

- ・うち養育費相談実施か所数：83か所
- 養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
- 養育費専門相談員の設置：45か所、99人

・研修  
・サポート

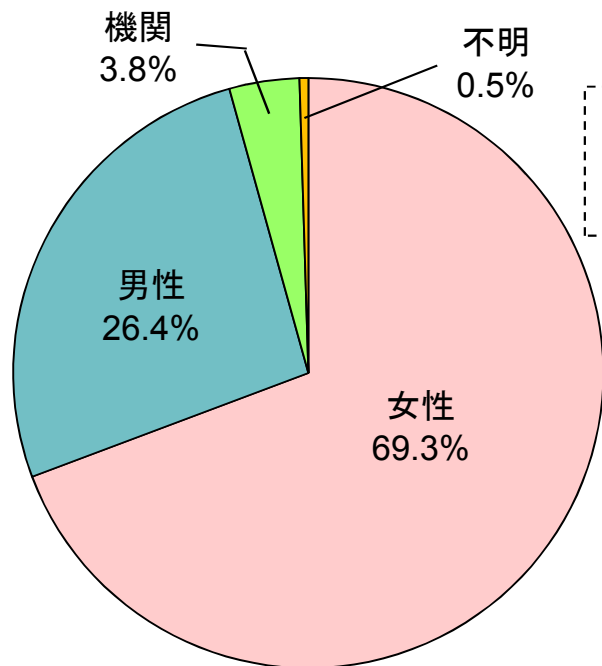
・困難事例  
の相談

# 養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成28年度）

## 相談支援

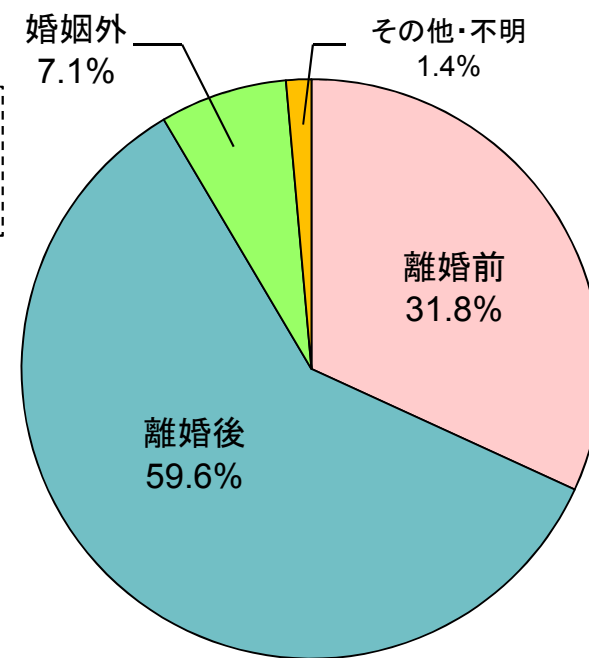
### 相談者別内訳（N = 6,592）

○女性が69.3%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



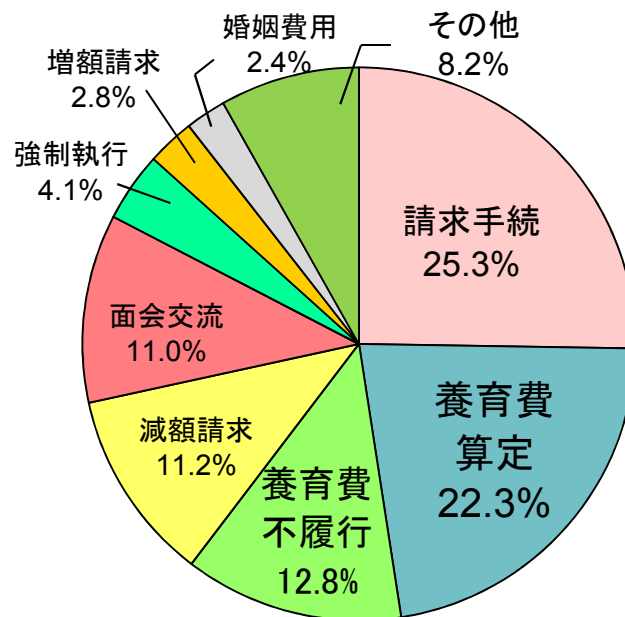
### 相談時期内訳（N = 6,592）

○離婚後が59.6%、離婚前が31.8%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



### 相談内容内訳（N = 7,984）※複数選択有

○請求手続が25.3%と最も多く、養育費の算定が22.3%、養育費の不履行が12.8%と続いている。



## 研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施  
・ 7月、9月に開催
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等：83か所

# 面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

※平成24年度から実施

## 目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

## 事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
  - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



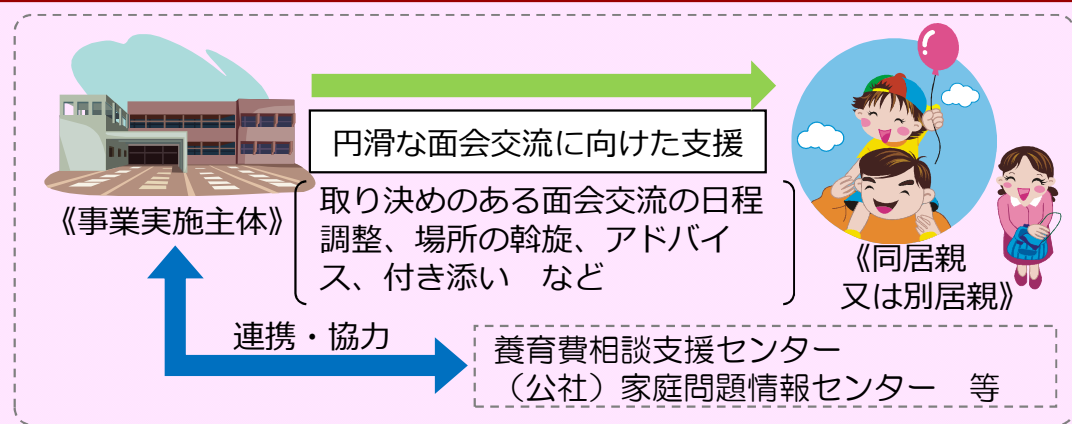
## 実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
（事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

【29予算額】 母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数



|        | 26年度 | 27年度 | 28年度    |
|--------|------|------|---------|
| 実施自治体数 | 3自治体 | 5自治体 | 8自治体（*） |
| 相談件数   | 300件 | 602件 | 742件    |
| 支援実世帯数 | 23世帯 | 21世帯 | 55世帯    |

\*千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市